

平成 23 年 9 月 30 日
総務省行政評価局

「製品の安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要（ポイント）

【勧告先】消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）
【勧告日】平成 23 年 2 月 1 日
【回答日】平成 23 年 8 月 12 日～8 月 23 日

1 調査概要

製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、関係機関における製品安全対策の実施状況を調査。その結果を踏まえ、平成 23 年 2 月 1 日に消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）に対して、① 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供、② 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供について勧告。

この勧告に対し、消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）が講じた改善措置の状況を公表するもの。

2 主な勧告事項及び各省庁が講じた改善措置状況

(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集

勧告事項

- ・ 製品事故報告制度の一層の周知の徹底、重大製品事故か否か判断できない場合の運用の明確化等（消費者庁及び経済産業省）
- ・ 警察庁及び消防庁から消費者庁への重大事故等の通知が幅広く迅速に行われるようにすること（消費者庁）
- ・ 重大製品事故報告を行っていない事業者に対して、適切な報告を指導すること（消費者庁）

回答

- ・ 関係団体（484団体）に対し、重大製品事故報告の徹底及び重大製品事故か否か判断できない案件についての迅速な相談等を要請。シンポジウム、説明会において、製品事故報告制度の一層の周知を徹底（消費者庁及び経済産業省）
- ・ 警察庁及び消防庁に対し、幅広く迅速な事故情報の通知等について協力を要請し、消防庁は運用を改善（消費者庁）
- ・ 報告漏れの事業者を的確に把握し、報告の指導を徹底（消費者庁）

(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明

勧告事項

- ・ （独）製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における原因究明調査の進行管理の定着及び着実な実施の確保（経済産業省）
- ・ 消防機関と機構の連携及び情報共有のより一層の促進（総務省（消防庁）及び経済産業省）

回答

- ・ 機構に対し、外部専門家の積極活用による調査人員の確保、リスク評価による優先的な調査、調査プロセスの進行管理の徹底を早急に図るよう指示（経済産業省）
- ・ 消防機関と機構との連携の在り方について意見交換を行うとともに、両者に対し連携の推進を内容とした通知を发出（総務省（消防庁）及び経済産業省）

(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供

勧告事項

- ・ 機構から原因不明の通知を受けた重大製品事故について、事業者名及び型式名を含む事故概要を迅速に公表すること（消費者庁）

回答

- ・ 原因不明で引き続き調査を行っている場合であっても、事故の再発の可能性等を考慮して、迅速に事故情報を公表（消費者庁）

(4) 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供

勧告事項

- ・ 参考事例の充実等事業者による事故製品の適切な回収等の実施を促すための取組の推進（経済産業省）
- ・ 事故製品の回収等に関する情報の一元的な収集及び提供の仕組みの構築（消費者庁）

回答

- ・ リコール事例を典型的に整理して、ホームページに掲載。速やかな再発防止対策の指導等について業務方針の明確化（経済産業省）
- ・ 製造事業者等へのヒアリング等、効果的な事故製品の回収等に関する周知システムの検討を実施し、今後、情報を一元的に収集・提供する仕組みを整備（消費者庁）

※指摘事項及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

製品の安全対策に関する行政評価・監視 の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要

- 【調査の実施時期等】 1 実施時期：平成21年8月1日～23年2月1日
2 調査対象機関：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省
- 【勧告日及び勧告先】 平成23年2月1日 消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）に対し勧告
- 【回答年月日】 平成23年8月12日 消費者庁、平成23年8月22日 経済産業省、平成23年8月23日 総務省

【調査の背景事情等】

平成18年のガス瞬間湯沸器の不具合による一酸化炭素中毒死事故等を踏まえ、消費生活用製品安全法を改正し、平成19年5月から、製造・輸入事業者（以下「事業者」という。）に対し、重大製品事故の国への報告等を義務付け。また、平成21年9月から消費者安全法により、行政機関の長等は消費者庁に重大事故等を通知。しかし、製品安全対策については、消費者への情報提供が不十分、事故製品の回収が低調等の問題が指摘。

本調査は、製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、製品安全対策の実施状況を調査。その結果、平成23年2月1日に消費者庁、経済産業省及び総務省（消防庁）に対して、消費者の安心と安全を確保する観点から、① 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供、② 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び消費者への的確な情報提供について勧告

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>1 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供等</p> <p>(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集 (勧告要旨)</p> <p>消費者庁及び経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故情報の迅速かつ的確な収集を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 消費者庁及び経済産業省は、重大製品事故については消費者庁に、また、非重大製品事故については機構に迅速かつ的確に報告するよう事業者に対し周知・徹底することに関してより一層取組の充実を図ること。</p> <p>さらに、消費者庁は、事業者が重大製品事故に該当するか否かの判断ができない案件については、同庁に迅速に相談するよう運用を明確化し、事業者に周知・徹底を図るとともに、相談があった案件の内容に応じて適切な事後措置を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、重大製品事故(注)の発生を知った日から10日以内に内閣総理大臣(消費者庁長官)に報告(義務)。 (消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「製品安全法」という。)第35条第1項) (注)「重大製品事故」とは、製品事故のうち、死亡、負傷(30日以上)の要治療)、一酸化炭素中毒、火災等が生じたものをいう。 ○ 平成21年9月、消費者行政の司令塔として消費者庁が設置され、以降は消費者庁が所管。 ○ 経済産業省は、重大製品事故に該当しない事故(以下「非重大製品事故」という。)等に関する情報を独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に報告するよう関係団体等に対して要請。 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が事故の発生を把握してから国への報告までに長期(11日以上)を要しているもの13.0%(315件中41件)。このうち、 	<p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁及び経済産業省は、以下の取組により、製品事故に関する報告の徹底及び、事業者が重大製品事故に該当するか否か判断できない案件について消費者庁へ迅速に相談することについて、一層の周知を図るとともに、消費者庁は、事業者からの相談について適切な助言等を行う。</p> <p>(1) 関係団体を通じた周知</p> <p>消費者庁は、関係団体(484団体)に対し、平成23年3月8日付けで「消費生活用製品安全法に基づく報告義務等の周知について」(消費者庁次長要請)を発出し、関係団体を通して、同封した報告義務等に関する周知用チラシを会員企業に配布。重大製品事故報告の徹底及び、事業者が重大製品事故に該当するか否か判断できない案件についての消費者庁への迅速な相談等を要請。</p> <p>また、経済産業省も、関係団体(484団体)に対し、同月4日付けで「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」(経済産業省大臣官房商務流通審議官通知)を発出し、機構への非重大製品事故の迅速かつ的確な報告に加え、消費者庁への重大製品事故の迅速かつ的確な報告を要請。</p> <p>(2) シンポジウム、説明会等における周知活動</p> <p>消費者庁及び経済産業省は、これまで、シンポジウムや説明会等において、参加者に対し重大製品事故及び非重大製品事故の報告制度の周知を図ってきており、今後、事業者が重大製品事故に該当するか否か判断できない案件についての消費者庁への迅速な相談も含め、さらなる周知の徹底に努める。なお、平成23年度には、経済産業省では、セミナー等を10回程度各地で開催する予定。</p> <p>(3) ホームページ等における周知</p> <p>消費者庁は、同庁のホームページに上記のチラシ等を掲載し、消費生活用製品安全法に基づく報告義務及び、事業者が重大製品事故に該当するか否か判断できない案件について同庁へ迅速に相談することについて周知を実施。経済産業省でも4月にホームページを更新し、同内容について周知した。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>i) 報告制度の不知等により、重大製品事故の報告期限を超過したものの22.0%(41件中9件)</p> <p>ii) 重大製品事故か否かの確認等に時間を要し、重大製品事故であることを認識するまでに長期を要したものの78.0%(41件中32件)</p> <p>○ 事業者の非重大製品事故の報告状況を調査した結果、発生から報告までに30日以上を要しているもの14.8%(54事業者中8事業者)</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 消費者庁は、消防庁を通じて消防機関に対し、事業者から消費者庁への製品安全法の規定に基づく報告が迅速に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、当該情報を迅速に事業者に連絡するよう協力要請を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 上記のとおり</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 事業者が事故の発生を把握するまで長期(11日以上)を要しているもの14.6%(314件中46件)。 このうち、事業者が事故の発生を把握する以前に消防機関が把握していたもの45.7%(46件中21件)。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 消費者庁は、警察庁及び消防庁を通じて警察機関及び消防機関に対し、消費者庁への消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知が的確に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、幅広く迅速に警察庁又は消防庁に報告するよう協力要請を行うこと。 また、消防庁から通知される製品に係る重大事故等については、消費者事故等に該当しないことが明らかな事故以外は、幅広く</p>	<p>(4) 「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック～」の改訂 消費者庁及び経済産業省は、互いに連携し、製品事故に関する報告が迅速かつ的確に実施されるよう、事業者用のハンドブックを分かりやすく改訂し、平成23年度に配布する予定。事業者が重大製品事故か否か分からない場合の対応についても分かりやすく記載する予定。現在、両者で改訂用原稿の作成中。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁では、平成23年2月10日、末松副大臣が総務大臣を訪問し、消防機関が把握した製品起因が疑われる事故情報の事業者への連絡について、協力を直接要請(消費者庁長官から消防庁長官に対し、「消費者事故情報に係る迅速かつ的確な取扱いに係る協力要請について」(平成23年2月10日消安全第21号)を发出。)</p> <p><参考> 総務省(消防庁)の対応 総務省(消防庁)は、勧告(平成23年2月1日)前に、消防機関に対し「製品火災に係る報告について(再周知)」(平成22年12月15日事務連絡)を发出し、重大製品事故に該当するもの又は該当する可能性があるもの等について、迅速に事業者に連絡するよう周知・徹底を図っており、引き続き、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場(全国消防技術者会議、調査技術会議、地方公共団体における研修会等)を利用する等して、さらに一層の周知・徹底を図っている。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁は、平成23年2月10日に、末松副大臣が、総務大臣及び国家公安委員長を訪問。消防機関又は警察機関が製品事故が疑われる情報を把握した場合に幅広く迅速に消防庁又は警察庁に報告し、消防庁から通知される製品に係る重大事故等については、消費者事故等に該当しないことが明らかな事故以外は幅広く迅速に通知されるよう、協力を直接要請(消費者庁長官から消防庁長官及び警察庁長官に対し、「消費者事故情報に係る迅速かつ的確な取扱いに係る協力要請について」(平成23年2月10日消安全第21号)を発</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p data-bbox="174 197 1048 236">く迅速に通知されるようにすること。</p> <p data-bbox="174 240 264 272">(説明)</p> <p data-bbox="174 277 398 309"><制度の概要等></p> <p data-bbox="174 314 1061 464">○ 平成21年9月1日に施行された消費者安全法（平成21年法律第50号）において、行政機関の長等は、重大事故等（注）が発生した旨の情報を得た場合、直ちに内閣総理大臣（消費者庁長官）に通知する。</p> <p data-bbox="210 469 568 501">（消費者安全法第12条第1項）</p> <p data-bbox="210 505 1061 569">（注）「重大事故等」とは、消費者の生命又は身体について被害が発生した事故のうち、死亡、負傷（30日以上の治療）、一酸化炭素中毒、火災等が生じたものをいう。</p> <p data-bbox="174 612 427 644"><調査結果の概要></p> <p data-bbox="174 649 1061 761">○ 事業者が製品安全法に基づき報告した重大製品事故について、消費者安全法に基づく警察庁・消防庁の通知がないもの84.8%（66件中56件）</p> <p data-bbox="174 1278 315 1310">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="174 1315 1048 1426">④ 消費者庁は、関係機関からの消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知を踏まえ、製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告を行っていない事業者に対して適切な報告を指導するこ</p>	<p data-bbox="1115 197 1211 229">出。)</p> <p data-bbox="1115 234 1570 266"><参考> 総務省（消防庁）の対応</p> <p data-bbox="1115 271 2089 574">総務省（消防庁）は、勧告（平成23年2月1日）前に、消防機関に対し「製品火災に係る報告について（再周知）」（平成22年12月15日事務連絡）を発出し、電気用品及び燃焼機器の火災のうち、構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合及び原因が特定できない場合等について、消防庁に幅広く迅速に報告するよう周知・徹底を図っており、引き続き、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場（全国消防技術者会議、調査技術者会議、地方公共団体における研修会等）を利用する等して、さらに一層の周知・徹底を図っている。</p> <p data-bbox="1115 579 2089 850">また、消費者安全法に基づく重大事故等の消防庁から消費者庁への通知については、消費者庁と協議を行い、平成23年2月から、通知する対象を、消防機関が製品起因であると判断したものだけでなく、製品起因が疑われる（＝製品起因ではないと判断できない）ものにも拡大して運用しているところ。この運用の改善により、平成22年8月から23年1月までの6か月間の1か月当たりの平均通知件数が13.7件であったのに対し、23年2月から6月までの5か月間の1か月当たりの平均通知件数は181.4件となっている。</p> <p data-bbox="1115 855 1429 887"><参考> 警察庁の対応</p> <p data-bbox="1115 892 2089 1243">警察庁は、都道府県警察本部に対し、「消費者事故等の発生に関する情報を認知した場合の報告について」（平成21年8月28日付事務連絡）を発出して、報告要領、具体的報告事項等について指示し、以来あらゆる機会を通じて周知・徹底を図ってきたところであり、平成22年11月5日に開催した全国の警察本部の担当者が集まる会議において製品事故認知時の対応（警察庁への報告・関係機関との連携）について指示をしており、さらに平成23年5月10日に開催した全国規模の会議においても、消費者庁からの要請について伝え、引き続き製品事故発生時には幅広く迅速に報告するよう指示したほか、学校教養においても同内容を指示した。</p> <p data-bbox="1115 1286 1256 1318"><改善状況></p> <p data-bbox="1115 1323 2089 1441">→ 消費者庁は、消費者安全法が施行された平成21年9月以来、消費者安全法の重大事故等が、製品安全法に基づき報告されているかどうか確認し、報告されていない場合には、消費者庁から事業者に対して連絡をとり、報告をす</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>と。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のとおり <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者安全法に基づき警察庁・消防庁等が消費者庁に通知した重大事故等について、製品安全法に基づく事業者からの報告がないもの9.2% (65件中6件) <p>(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故の迅速な原因究明に資する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、総務省（消防庁）は、消費者の安心と安全を確保するため、電気用品及び燃焼機器の火災等の事故に係る経済産業省との協力を資する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 経済産業省は、機構に対し、事業者への報告書等の提出依頼に当たって、提出期限を設けて進行管理を行うという取組を定着させ着実に実施させること。また、事業者における原因究明の実施、機構への報告書等の提出等について、迅速な取組を促進させること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣総理大臣（消費者庁長官）及び主務大臣（経済産業大臣）は、必要と認めるときは製品の安全性に関する調査を共同して実施する。 (製品安全法第36条第3項) ○ 主務大臣（経済産業大臣）は、重大製品事故が発生した製品の安全性に関する技術上の調査を機構に行わせることができる。 (製品安全法第36条第4項) 	<p>るよう指導していたが、平成22年3月までに公表された重大事故報告等のうち4件の確認漏れが明らかとなった。平成22年4月からは製品安全法に基づく重大製品事故の報告と消費者安全法に基づく重大事故等の通知の照合作業の作業方法を改善したところであり、今後も報告漏れの事業者に対し適切な報告を指導していく。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 経済産業省は、以下の取組により、機構による事故原因の究明の迅速化を図る。</p> <p>(1) 総務省の勧告を受け、機構に対しては、平成23年2月16日に文書により、下記について指示を行った。</p> <p>ア 外部専門家の積極活用による調査人員の確保について商品開発、製造等の知見を有する者を積極的に活用する観点から、製品事故調査員、技術アドバイザー等の人員の拡充を図っていくこと。</p> <p>イ リスク評価による優先的な調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費生活用製品安全法に基づき、技術調査を行うよう指示を受けた重大製品事故については、リスク評価に基づく優先度付けを行うこと。 ② リスク評価を行い、それに基づき優先度ごとに分けるとともに、それぞれの優先度に応じた技術調査の進捗管理を図るよう手順等をルール化し、規程類において明記すること。 <p>ウ 調査プロセスの進行管理の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自ら定めた規定に沿って、所定期限内に技術調査を完了することに努めること。ただし、技術調査の所定期限を大幅に超過する事案等については、原因等を含め報告すること。 ② 重大製品事故が製品起因によることが明らかであって高リスクが想定される場合など特に優先すべき案件として指示したものについて

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>○ 事業者は、製品事故が発生した原因を調査する（努力義務）。（製品安全法第38条第1項）</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 機構の原因究明に長期(91日以上)を要しているもの82.5%（80件中66件）</p> <p>長期を要している原因を調査した結果、機構が原因究明に必要な報告書等の提出を事業者に依頼する際、提出期限を設けていなかったことや、事業者の対応が遅かったことなどから時間を要したとみられるもの45.5%（66件中30件）</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 総務省（消防庁）及び経済産業省は、機構が経済産業省からの指示を受けて行う調査において、消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等が迅速かつ有効に活用されるよう、消防機関と機構との連携及び情報共有をより一層促進させること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 上記のとおり</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 機構の原因究明に長期(91日以上)を要しているもの82.5%（80件中66件）</p> <p>長期を要している原因を調査した結果、機構が製品火災の原因</p>	<p>は、技術調査を優先的に進めること。</p> <p>③ 技術調査の進捗状況等について定期的に報告すること。具体的には、技術調査の進捗状況について、毎月、報告するとともに、年度ごとの技術調査の実施状況についてとりまとめの上、報告すること。</p> <p>④ 事業者に対して、事業者が行う事故原因究明調査に係る報告書その他の関係資料について、提出期限を設け提出を求めること。また、事業者の事故原因究明調査等の進捗状況の把握に努めるとともに、その状況について報告すること。</p> <p>⑤ 事業者の協力が十分に得られない場合や消防庁、警察庁等の協力が必要な場合等の技術調査上の課題が生じた場合は、速やかに報告すること。</p> <p>⑥ 事業者におけるリコールや注意喚起等の再発防止が必要と思われる場合は、技術調査の完了を待つことなく、直ちに報告すること。</p> <p>(2) 総務省の勧告を受け、事業者に対しては、事業者における原因究明の実施、機構への報告書等の提出等について、迅速な取組を促進させるため、上記「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（平成23年3月4日経済産業省大臣官房商務流通審議官通知）において、関係団体に対し、機構が行う製品事故に係る原因究明への協力を要請した。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 総務省（消防庁）及び経済産業省は、消防機関と機構との連携及び情報共有を図る方策の検討を行うために、総務省（消防庁）及び経済産業省が共同で「消防機関とNITEとの連携・情報共有に関する会合」を開催（平成23年2月24日、5月16日及び7月4日の計3回。必要に応じて、機構、全国消防長会等がオブザーバーとして参加。）し、消防機関と機構双方の現状把握、相互の問題点の抽出及び今後の情報共有の在り方等について意見交換を実施し、消防機関と機構との連携強化を図るための窓口の整備等に向けた所要の検討を行った。</p> <p>上記の対応を踏まえて、総務省（消防庁）は、消防機関に対して、機構と消防機関との連携強化を図るための情報共有や窓口の整備等についての通知文書「製品火災に係る情報及び火災調査結果の一層の情報共有等について」</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>究明に当たり、消防機関との連携が図られていなかったと考えられるもの7.1%（火災42件中3件）</p> <p>(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供 (勧告要旨)</p> <p>消費者庁は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 機構から原因不明の通知を受けた重大製品事故について、なお製品起因の疑いがあるものとして、又は合同会議に付議するなどにより、事業者名及び型式名を含む事故概要を迅速に公表すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣総理大臣（消費者庁長官）は、重大製品事故に係る製品の名称・型式、事故の内容等を公表する。 (製品安全法第36条第1項) ○ 消費者庁は、機構から原因不明として経済産業省を通じて消費者庁に通知された事案のうち、依然として製品起因の疑いがあると判断されたものについては、引き続き調査を行い、原因が確定し次第、報道発表及びホームページ情報の更新を行い、事故製品の名称・型式等の公表を行っている。 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が国へ原因不明と通知してから国が原因究明結果を公表するまでの期間が11日以上のもので27.9%（61件中17件）のうち、公 	<p>(平成23年6月23日消防庁消防技術政策室長通知)を発出した。</p> <p>また、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場（全国消防技術者会議、調査技術会議、地方公共団体における研修会等）において、周知・徹底を図っており、今後においても、引き続き一層の周知・徹底を図っていく。</p> <p>経済産業省においても、平成23年6月23日付で、機構に対して、上述の消防庁の通知と同趣旨の通知文書「消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の調査における消防機関との連携について」（平成23年6月23日経済産業省商務流通グループ製品安全課長通知）を発出した。今後は、この通知文書をもとに機構と消防機関双方の連携強化を進めていく予定。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁は、機構の原因究明の実施状況等について、毎週、経済産業省及び機構と検討等を実施することにより情報共有を図っている。原因不明であっても、事故の再発の可能性等を考慮して、必要に応じ、迅速な公表を行っている。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>表までの間に事故が再発しているものあり（17件中2件）。</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>② 消費者安全法の規定に基づく関係機関からの通知を端緒として、製品安全法の規定に基づく重大製品事故の発生を知った場合には、同法の規定に基づき事業者名及び型式名を含む事故概要の公表を迅速かつ適切に行うこと。</p> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 内閣総理大臣（消費者庁長官）は、行政機関等からの通知件数、通知機関別内訳等、重大事故等に係る製品名、事故概要等を公表する。 （消費者安全法第4条第3項）</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 消費者安全法に基づき消防庁から「製品起因による火災事故」と通知があり、重大製品事故に該当すると判明していたにもかかわらず、事業者名・型式名の公表がされていないもの9.2%（65件中6件）</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>③ 事業者が製品事故情報を公表する取組を促進させること。</p> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 事業者は、製品事故の情報を収集し、適切にこれを提供する（努力義務）。 （製品安全法第34条第1項）</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 事業者が国へ報告した重大製品事故情報を自社のホームページで公表していないもの74.1%（54事業者中40事業者）</p>	<p>＜改善状況＞</p> <p>→ 消費者庁は、消費者安全法に基づく通知を端緒として、重大製品事故の発生を把握し、一方、製品安全法に基づく事業者からの報告がない場合には、事業者に対し、製品安全法に基づく報告を行うよう指導すること等により、事業者名及び型式名を含む事故概要の公表を迅速かつ適切に行うこととしている。</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 消費者庁は、以下の取組により、事業者が製品事故情報を公表するよう周知・徹底を図る。</p> <p>① 関係団体（484団体）に対し、平成23年3月8日付けで上述の要請文書（「消費生活用製品安全法に基づく報告義務等の周知について」）を発出し、同封した報告義務等に関する周知用チラシの会員企業への配布を依頼し、事業者による製品事故情報の公表を要請。</p> <p>② リスクコミュニケーション、シンポジウム、説明会、ホームページをとおして、事業者による製品事故情報の公表を要請。</p> <p>③ 経済産業省とも連携し、事業者による事故情報の公表について、事業者用のハンドブックを分かりやすく改訂し、平成23年度に配布する予定。現在、経済産業省と改訂用原稿の作成中。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>2 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び当該情報の的確な提供 (1) 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施 (勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 事業者が、事故の多発可能性や拡大可能性がある場合に、自ら回収等の実施や暫定対応としての注意喚起等の実施について迅速かつ的確に判断できるよう、リコールハンドブック等において実例をより多く典型的に示すなどの取組を推進すること。</p> <p>② 重大製品事故が再発し、又は再発する急迫した危険がある場合において、事業者における原因究明の結果、再発防止対策の検討・着手の状況等についての的確に把握した上で、その迅速な実施を指導するなどによって、迅速かつ的確な再発防止対策の実施を確保すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、事故が発生した製品の回収等危害の発生・拡大の防止措置を講じる（努力義務）。 （製品安全法第38条第1項） ○ 主務大臣（経済産業大臣）は、事業者に対し、特に必要があると認めるとき、重大な危害の発生・拡大を防止するための措置を命じる。 （製品安全法第39条） <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が自らの原因究明の終了(原因不明を含む。)から回収等の実施の決定までに長期(31日以上)を要しているもの13.7% (51製品中7製品) ○ 事業者が回収等の準備をしている間に重大製品事故が再発しているもの13.7% (同7製品) ○ 回収等の決定から告知までに31日以上要しているもの27.5% (同14製品) 	<p><改善状況></p> <p>→ 経済産業省は、事業者の判断を促すための参考となるリコール事例を典型的に整理して、平成23年6月からホームページ上のリコールハンドブックのページに掲載した。</p> <p>→ 経済産業省は、平成23年3月、関係団体（484団体）に対し上述の審議官通知（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」）を発出し、事業者自らの責務で原因究明を迅速に行うとともに、その結果を速やかに機構に報告し、リコール等の情報を同省に連絡することを要請。</p> <p>また、事故の再発可能性や拡大可能性がある場合等の速やかな事業者に対する再発防止策の検討等の指導について、平成23年2月1日付けで、「重大製品事故対応要領」を作成し、重大製品事故への対応の業務方針の明確化を図った。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業者による再発防止策の検討に際しては、早期に決定するよう指導を行うこととし、検討に時間を要すると見込まれる場合には、消費者への注意喚起を優先するため、事業者に対し、注意喚起のための公表を指導するとともに、行政による公表についても検討すること ② リコール実施業者に対しては、ヒアリングによりリコールの進捗状況、対策の実施状況等を確認し、追加対策の可能性等について検討すること ③ 省内担当局幹部を長とする省内の検討・フォローアップ体制を強化し、重大製品事故の原因究明、再発防止策等の進捗管理を行うこと等について明確化。 <p>同要領において、事業者等への対応等に加え、製品安全課内における事故対応業務の基本的な心得等を明確化し、課内で周知・徹底を図るとともに、これを着実に実施する。</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(2) 事故製品の回収等に関する情報の的確な提供 (勧告要旨)</p> <p>消費者庁及び経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、事故製品の回収等に関する情報の消費者への的確な提供を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 消費者庁は、リコール情報を一元的に収集し、事故の重大性に応じて分かりやすく提供する仕組みを設け、これを消費者に対して周知すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国は、事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品に関する情報の提供等必要な施策を実施する。 (消費者基本計画)</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 事故製品の回収等に関する情報については、経済産業省、機構及び国民生活センターそれぞれ独自にホームページに掲載し、機関間の情報共有が十分行われていない。)</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 経済産業省は、特定保守製品に係る所有者情報の登録について、登録を向上させるための対応策を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 平成 19 年の製品安全法の改正により、消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多い 9 品目 (特定保守製品) について、「長期使用製品安全点検制度」が創設され、21 年 4 月 1 日から開始。</p> <p>同点検制度において、特定保守製品の所有者は、事業者に対して、所有者情報を提供 (製品安全法第 32 条の 8 第 1 項)。</p> <p><調査結果の概要></p>	<p><改善状況></p> <p>→ 消費者庁は、平成22年度にリコール情報の周知方策についての製造事業者等へのヒアリングや国内外のリコール情報の収集、周知等に係る調査を行うとともに、効果的な周知システムの検討を実施した。</p> <p>これらの結果等を踏まえ、今後、リコール情報を一元的に収集し、分かりやすく提供する仕組みの整備を早急に進めていく。</p> <p>また、現行のリコール情報ポータルサイトについてもリニューアルを行い、内容をさらにわかりやすいものにした (平成23年度実施済)。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 経済産業省は、総務省調査時点 (長期使用製品安全点検制度施行後 1 年経過時点) における所有者情報登録率26%を踏まえ、以下の対応を行っている。</p> <p>① 勧告前から、特定製造事業者等に対して、i) これまでの取組状況、ii) 登録率が低調である理由、iii) 登録率向上のために工夫していること等について、ヒアリングを実施するとともに、登録率の向上において役割が期待される流通事業者に対するアンケート調査を実施。</p> <p>② 業種横断的に本制度運用等の見直しを行うため、特定製造事業者や事業者団体等を構成メンバーとする「長期使用製品安全点検制度運用連絡会」を設置し、平成23年2月23日、4月28日、6月27日に開催し、ヒアリングやアンケートの結果の分析を踏まえつつ、改善策等について検討を行ったところ、出席者から、i) 登録票の改善の必要性、ii) 取扱説明書等の明確</p>

主な勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>○ 特定保守製品に係る所有者情報の登録率が低調（平成21年度末現在26.4%）</p>	<p>な区別が必要などの意見が出された。 今後は、連絡会の構成メンバーを中心として取り組むべき課題を整理し、制度の運用改善に取り組んでいく予定。 なお、平成23年3月末現在、登録率は32%に増加。</p>